

岐阜県PTA 見舞金給付会便り

R5. 12. 1
特別号

岐阜県PTA見舞金給付会事務局
岐阜市菅原町3丁目3番地 岐阜県校長会館内
TEL : 058-262-3257 FAX : 058-262-3259
E-mail : info@gifu-pta.jp

令和5年度「見舞金給付会アンケート」結果 ～ご協力ありがとうございました～

岐阜県PTA見舞金給付会の周知を目的として、本年度9月～10月にPTA事務担当者（教頭先生）と単位PTA会長を対象にアンケートを実施させていただきました。

11月1日時点での回答率は、教頭先生97.7%（509/521）、PTA会長89.6%（465/519）でした。

問1:【岐阜県PTA見舞金給付会】の存在(名称)についてご存じですか？ (人数)

	教頭先生	PTA会長
知っている	500	422
知らなかった	9	43
計	509	465

問2:【貴校でPTA活動中に「会員の方がケガをされて通・入院された場合」、申請すれば、岐阜県PTA見舞金給付会から見舞金が給付されることをご存じですか？】 (人数)

	教頭先生	PTA会長
知っている	497	414
知らなかった	12	51
計	509	465

問3:【貴校でのPTA活動中に「PTA管理者に対する損害賠償責任が生じた場合」、申請すれば、医療関係費、慰謝料、修繕費等の損害賠償金を受け取ることができることをご存じですか？】 (人数)

	教頭先生	PTA会長
知っている	455	345
知らなかった	54	120
計	509	465

問4:【貴校では、昨年度のPTA活動中において、「見舞金」を受け取っていただけるような傷害事故あるいは物損事故等はありませんでしたか？】 (人数)

	教頭先生	PTA会長
あった	5	10
分からない・聞いていない	66	173
なかった	438	282
計	509	465

問5:【年度当初、貴都市PTA事務局を通してお配りしました冊子『令和5年度岐阜県PTA見舞金給付会手引(クリーム色表紙)』は、お手元にありますか？】(人数)

	教頭先生	PTA会長
ある	493	416
見当たらない・見たことがない	16	49
計	509	465

■見舞金給付会の周知について

岐阜県PTA連合会では、会員の皆様に安心かつ円滑なPTA活動をしていただくために、「見舞金給付会」を設けています。この「見舞金給付会」とは、PTAが主催・共催する活動中に、突然（偶然）・急激・外来的に起きた傷害等に対して、お見舞金を給付するために設立されている会です。

また、岐阜県PTA連合会は、「PTA賠償責任保険」に加入しています。PTA管理者に法律上の賠償責任が生じた場合に保険金が支払われます。

これらの内容を全ての単位PTAに知っていただくために、次のような冊子や資料を配付し、周知を図ろうとしています。

①岐阜県PTA見舞金給付会「手引」

- ・年度末又は年度始めに、郡市P事務局から各単Pに3冊（P長用・教頭先生用・校内回覧用）届けています。
- ・給付会の内容、災害報告書等の各種様式等が掲載されています。

※今回のアンケートで「見当たらない・見たことがない」と回答された教頭先生には、改めて1冊を送付させていただきました。

②見舞金給付会に関する資料

PTA総会、役員会、P広報紙、Pホームページ等で活用していただくために、「岐阜県PTA見舞金給付会（役員用・会員配布用・P長用）」についての資料を、年度当初に各単位PTAにメール送信させていただきました。

③「見舞金給付会便り」

年間3回（7月・12月・1月）に発行し、各単位PTAにメール配信しています。

■問1、問2、問3について

<「知らなかった」と回答された人数>

		R3	R4	今回
問1	教頭先生	13	11	9
	PTA会長	50	55	43

		R3	R4	今回
問2	教頭先生	17	16	12
	PTA会長	54	62	51

		R3	R4	今回
問3	教頭先生	85	48	54
	PTA会長	119	141	120

特に【問3】の「賠償責任保険」については、教頭先生の場合は回答者の約10人に1人、PTA会長だと約4人に1人の方が“ご存じない”という結果でした。

【問1】から【問3】の内容について、教頭先生もPTA会長もご存じない単位PTAでの活動中に、事故等があった場合に、報告のないまま処理されていないケースがあるのではないかと心配しています。是非、本部役員会等で話題にし、周知を図っていただきますようお願いいたします。